



963号
2023年9月5日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

最低賃金の改善急務

最低賃金が決定

広島県の最低賃金が10月1日から970円になる。

中央最低賃金審議会の答申があり、広島県は上げの目安通り40円と決

定した。

全国加重平均が1,004円と初の千円超え、岸田総理の要望を叶えた額となった。

前年比で43円も加重平均が上がった事は評価できる。

最低賃金の最高額は東京都で、1,113円、最低額は岩手県の893円である。

また、8都府県が千円を超えた。

最低賃金の効力は10月であるが、効力後、広島県で働く郵政Gの最低時給額は990円となる。

その額にスキル評価等が上乘せとなるが、現状と同条件であれば、最低賃金の引き上げ額と同様に時給が40円上がる。

40円×8時間＝3200円。3200円×20日＝6,400円。

フルタイム労働であれば、月額6千円程度の総支給額上昇が見込める。

しかし、賃金の上昇を素直に喜べない。

賃金上昇以上の物価高が続いているからだ。

最低賃金1,500円

岸田総理は2030年半ばに、最低賃金1,500円まで引き上げる目標を示した。

単純計算で、毎年4%引上げれば、11年後に目標突破となる目安だ。

全国一律で1,500円以上は、10年後ではなく、物価上昇している現在において必要な金額だ。

実質賃金を考慮すれば、国民を守る為に、最低賃金の大幅アップは欠かせない。
実質賃金が意味する事

厚生労働省が公表した令和5年6月分勤労統計調査結果は次の様になった。

・現金給与総額は、461,811円と前年同月比2、3%増加。

・所定外労働時間は、10時間と前年同月と同水準。

・実質賃金は前年同月比マインス1、6%。
・15カ月連続して、実質賃金低下中。

統計では、名目賃金が18カ月連続でプラスとなっているが、物価上昇がそれ以上の為、実質賃金がマイナスとなっている。

生活が苦しくなっている事がデータからも裏付けられた。

郵便貯金の権利消滅

総務省が民営化前に預けられた定期・定期貯金に対して要望している事が発表された。

預けたお金が満期を迎え、20年2か月払い戻しが無ければ、預金者の権利が消滅し、国庫に入る。

つまり、国のお金になる。満期時や払い戻しが無い場合、預金者には通知を行っていないが、死亡や転居等で、権利者に通知が届いていない状況がある。

死亡の場合は故人宛の郵便物として差出人に還付される為、相続人の元に通知書は届かない。

貯金証書を故人が紛失していた場合は、貯金の存在自体を相続人が知る事なく、期間経過で権利消滅し国庫金となるだろう。

2021年度は過去最高の457億円が権利消滅したというから驚きだ。

権利消滅の取り消しを求められて審査し、返金されたのはわずか数億円だという。

総務省が柔軟な対応を求めた背景には、消滅金額の大きさとやむを得ない事情があると判断し、返金を承認されたケースが余りに少ないからではなからうか。

経営責任を問う

2023年4～6月期の決算で郵政Gは、最終損益が85億円の赤字となった。

主な要因は楽天株の特別損失850億円だ。郵政Gは経営判断の投資失敗で巨額損失をまた出した。

オーストラリアのトル社で4千億円の巨額損失を出した反省は経営者に引き継がれていない様だ。

社員が利益を出しても、経営者は還元する事無く、利益をドブに捨てる。

郵政G株は、一部は政府が保有し、東日本大震災の復興資金である為、国民の財産の一部を棄損しているとも言える。

経営陣はどの様に赤字の責任を取るのだろうか。

今後の予定

● 9月12日(火) 17:00～
第11回呉支部執行委員会
支部事務所

次号は 9月19日 予定